

(2026年7月7日発表)

7月7日～「(仮称)静岡市におけるヤマトイワナの保全に関する条例」骨子案に関するパブリックコメントの実施

静岡市では、南アルプスの大井川上流域に生息するヤマトイワナの保全に関する条例制定に向け、その骨子案について市民の皆さまから意見を募集します。

【趣旨・背景】

- ・南アルプスは、豊かな自然環境と歴史文化が評価され、2014年に「ユネスコエコパーク」に登録されています。
- ・南アルプスの大井川上流域に生息する「ヤマトイワナ」は、氷期から生き続ける地域固有の淡水魚であり、源流生態系の健全性を示す象徴的な存在となっています。しかし、1970年代頃から、別系統である「ニッコウイワナ」の放流による交雑が進み、生息数が減少しています。このため、「ヤマトイワナ」は、「静岡県レッドデータブック2019」において、絶滅危惧1A類(CR)に指定されています。
- ・本市では、遺伝子調査により生息地の把握を進めており、この貴重な地域固有種を将来にわたり保全するため、市民の皆さまや関係事業者と連携し、生息環境の保全に取り組む必要があります。
- ・保全に向けた取組をより確かなものとするため、南アルプスの自然的価値を象徴する「ヤマトイワナ」の生息環境の保全に必要な事項を定める条例の制定にあたり、その骨子案について市民の皆さまのご意見を募集します。

【意見募集期間】

2026年7月7日(火曜日)から2026年8月6日(木曜日)まで

【資料の閲覧場所(方法)】

- ・市公式ホームページ(<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s6347/s012263.html>)
- ・静岡市役所 環境共生課(静岡庁舎新館13階)
- ・各区の市政情報コーナー(葵区役所1階、駿河区役所3階、清水区役所4階)

【提出方法】

- ・電子申請(<https://logoform.jp/form/79j2/1670600>)
- ・郵送または持参
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡庁舎新館 13 階 環境共生課あて
- ・ファクシミリ 054-221-1492

【問い合わせ先】

環境局 環境共生課(静岡庁舎新 13 階) 担当:石川、南條 電話 054-221-1357

【別紙資料等】

- (1)パブリックコメントのチラシ
- (2)「(仮称)静岡市におけるヤマトイワナの保全に関する条例」骨子案

静岡市における ヤマトイワナの保全に関する条例 パブリックコメントの実施について

～静岡市は交雑していないヤマトイワナを保全します～

パブリックコメントの期間 令和8年7月7日(火)～8月6日(木)

① ヤマトイワナとは

ヤマトイワナはイワナ属の淡水魚類です。
アメマスやニッコウイワナ、ゴギと共に4亜種の1種として知られており、静岡市では豊かな自然環境が世界的にも認められている南アルプスユネスコエコパーク内、大井川流域の限られた河川で生息が確認されている希少な魚です。
静岡県では絶滅危惧種ⅠA類にも指定されています。



② 静岡市におけるヤマトイワナ

ヤマトイワナが生息する河川では、過去、同じイワナ属のニッコウイワナの放流が盛んに行われたことから交雑が進んでおり、交雑していないヤマトイワナ(以下、単にヤマトイワナという)の生息数や生息地は減少しています。

静岡市ではこれまでヤマトイワナと交雑種の生息地の調査を実施してきましたが、具体的な保全措置を行っていなかったことから、このままではヤマトイワナの生息数がさらに減少してしまう可能性があります。



③ ヤマトイワナを守るために静岡市が行いたいこと

南アルプスにおけるヤマトイワナの保全に関して必要な事項を定めた条例を制定したいと考えています。その上で、静岡市、市民、土地所有者等及び関係事業者が一体となって保全対策を推進し、ヤマトイワナを市民共有の財産として将来に継承していきたいと考えています。



④ 条例の概要

- | | | |
|---|--|--|
|  | ① ヤマトイワナの生息地を保全区域に指定します | 区域の指定はヤマトイワナの生息地を明らかにした上で、土地の所有者や占有者、国、県からの同意を得て行います。 |
|  | ② 保全区域への立入りやヤマトイワナの捕獲・殺傷・放流及び遺棄・譲受けを原則禁止とし、許可制にします | 保全区域内での立入りやヤマトイワナの捕獲・殺傷・放流及び遺棄・譲受けを原則禁止とし、許可制にします。
無許可での保全区域への立入りや虚偽の申請を行った場合は措置を行い、状況に応じて立入り調査を行います。 |
|  | ③ 無許可での立入り等については罰則があります | 許可を受けずに保全区域内への立入り等を行った場合や虚偽の報告等を行った場合に5万円以下の過料を徴収します。 |

今回の条例制定に際し、市民の皆様のご意見を幅広く反映したいと考えています。
環境共生課宛てに意見応募用紙を郵送又はFAX送信していただくか

こちらからご協力を
よろしくお願いします。



お問合せ先

静岡市環境共生課 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 電話 054-221-1357 FAX 054-221-1492

静岡市におけるヤマトイワナに対する基本的認識

- ・南アルプスは、豊かな自然環境と地域固有の歴史文化が世界に認められ、平成26年、ユネスコエコパークに登録された。本市は、この貴重な自然を将来にわたって保全し、利活用していくことにより、人と自然が共生する地域の実現を目指している。
- ・特に、ヤマトイワナ(大井川水系に生息するイワナ属の魚類のうち、ニッコウイワナその他のイワナ属の魚類との交雑が生じていないもの(その卵を含む。))をいう。以下同じ。)は、間ノ岳を水源とする大井川の上流域が数少ない生息地となっている。
(全国的には、ヤマトイワナは神奈川県相模川以西の本州太平洋側、琵琶湖流入河川、紀伊半島北部の冷涼な河川上流域に局地的に分布している。)
- ・氷期(約258万年前)から冷涼な源流域に生き続けてきたイワナ属の淡水魚類であり、その生息は、南アルプスの源流生態系が健全に保たれていることを示すものとして、ユネスコエコパークの自然的価値を象徴する存在である。
- ・静岡県内を流れる大井川、富士川、天竜川の上流域に分布が確認されているが、静岡市においては昭和50年代前後から大井川上流域において他地域のニッコウイワナの放流が繰り返された結果、両者の交雑が進み、ヤマトイワナの生息域及び生息数は減少している。



ヤマトイワナ



ヤマトイワナとニッコウイワナの交雑個体

0

0

静岡市におけるヤマトイワナに対する基本的認識

・こうした経緯もあり、静岡県内に生息するヤマトイワナについては静岡県が実施した文献・現地調査及び有識者の意見を基に、定性的な評価が行われ、「まもりたい静岡県の野生生物2019 静岡県レッドデータブック＜動物編＞(以下、レッドデータブック2019とする。)」において、ユネスコエコパーク静岡県域における淡水魚類としては唯一、絶滅危惧ⅠA類(CR)に登録されている(前回の2004年版レッドデータブックのカテゴリーでは絶滅危惧ⅠB類(EN)に登録されていた)。

静岡県レッドデータブックカテゴリー一覧	
カテゴリー	基本概念
絶滅	静岡県では既に絶滅したと考えられる種
野生絶滅	飼育・栽培下でのみ存続している種
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種
ⅠA類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
ⅠB類	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危機が重大している種
準絶滅危惧	存続量数が絶滅に近
準絶滅危惧	評価するための情報が不足している種
絶滅のおそれのある地域限定的種	地域的に限定している絶滅懸念種で、絶滅のおそれが高いもの
絶滅懸念種	
(絶滅懸念の水生生物)	
絶滅不明	絶滅が不明な種
分布上注目種等	絶滅の危険性は小さいが、分布上注目される種
絶滅注目種	その他各評会で注目すべきと判断した種

出典:まもりたい静岡県の野生生物2019 静岡県レッドデータブック＜動物編＞

- ・レッドデータブック2019において、ヤマトイワナの減少の主要因と脅威について「最も重要な問題は、(ニッコウイワナ等の)別亜種の放流に伴う遺伝子汚染である」としており、「交雑することにより在来のヤマトイワナが著しく減少している」と記されている。
- ・このように、大井川上流域、南アルプスユネスコエコパークにおけるヤマトイワナは、生息数、生息地の減少が懸念されているものの、具体的な保全措置が取られていないことから、世界的に認められた南アルプスユネスコエコパークの自然を将来にわたって持続的に保全していくためにも、保全措置を実施していくことが重要と認識している。

1

1

条例制定の必要性

- ・過去に大井川上流域にニッコウイワナが放流されたことにより、ヤマトイワナとニッコウイワナの交雑が現在も進行しており、ヤマトイワナの生息数及び生息地の減少を生じさせている。
- ・ヤマトイワナの生息域が大井川源流域であることは、示唆されてきたが、具体的な生息地の特定は、外見上の特徴から判断しにくいこともあり確定されてこなかった。
- ・静岡市では平成26年からヤマトイワナと交雑種の生息域の調査を捕獲、遺伝子分析に基づいて実施し、ヤマトイワナの生息地を可視化することに努めてきた。
- ・こうして、可視化されたヤマトイワナの生息地において、静岡市は南アルプスユネスコエコパークの自然保全のためにも、具体的な保全措置を検討する段階にある。



ヤマトイワナを保全するためには交雑の影響が極めて少ない生息地を遺伝子分析において可視化したうえで、当該生息地を保全するために具体的な保全措置のひとつとして、「当該生息地を保全するための立入り制限や、ニッコウイワナや外来種の放流及びヤマトイワナの無許可の捕獲禁止等」について規定した「静岡市におけるヤマトイワナの保全に関する条例」を新たに制定する必要がある。

2

2

目的

南アルプスユネスコエコパーク静岡市域におけるヤマトイワナの保全に関し必要な事項を定め、市、市民及び関係事業者等が一体となって保全措置を推進することにより、南アルプスユネスコエコパークの豊かな自然を象徴する遺存種であるヤマトイワナを市民共有の貴重な財産として、次世代に継承することを目的とする。

責務

○市の責務

- ・ヤマトイワナが置かれている状況を常に把握するとともに、ヤマトイワナの保全に関する啓発及びモニタリング等の必要な措置を行うものとする。

○市民の責務

- ・ヤマトイワナの保全の重要性について理解を深めるとともに、市が実施するヤマトイワナの保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

○土地所有者、占有者及び河川管理者の責務

- ・その土地や河川の利用に当たっては、ヤマトイワナの生息環境の保全に留意しなければならない。

○関係事業者※の責務

- ・市が実施するヤマトイワナの保全に関する取組に協力するものとする。

※その事業活動がヤマトイワナの生息若しくはその生息環境に影響を及ぼすおそれのある者又はヤマトイワナの保全に資する事業活動を行う者をいう。

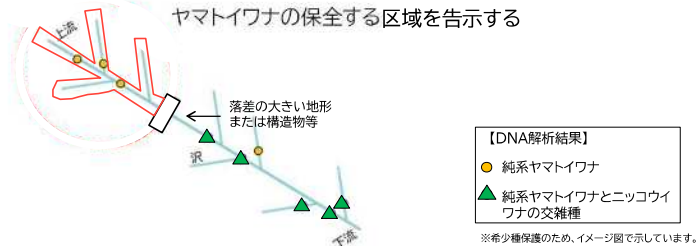
3

3

保全区域

南アルプスユネスコエコパーク静岡市域のうち市長が告示する区域とする。

【イメージ図】



立入り・譲渡・譲り受けの禁止及び放流・捕獲又は殺傷の制限

- ・保全区域内に許可なく立ち入ってはならない。
 - ・保全区域内のヤマトイワナを譲渡又は譲り受けてはならない。
 - ・保全区域内にニッコウイワナや保全区域内に生息しない生物(卵を含む)を放流してはならない。
 - ・保全区域内のヤマトイワナを、捕獲または殺傷をしてはならない。
- ただし、上記事項を許可を受けて行う場合はその限りではない。

4

4

立入り等の許可

静岡市は、学術研究を行う場合その他市長が必要と認める場合に限り、立入り・譲渡・譲り受けの禁止及び放流・捕獲又は殺傷(以下、「立入り等」という。)の許可をすることができる。

勧告・命令・立入調査・公表

- ・静岡市は、許可を受けず立入り等をした違反者に対して、当該行為をしてはならないことを勧告することができる。
- ・静岡市は違反者が勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る行為をしてはならないことを命令することができる。
- ・静岡市は、必要な限度において、違反者に対し、必要な事項について報告を求め、又はその職員をして保全区域に立ち入らせ、違反に係る事実を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- ・静岡市は違反者が命令に従わないときや事実調査で虚偽の報告等をしたときは、その事実を公表することができる。

罰則

- 次のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
- ・許可を受けずに保全区域内への立入りやヤマトイワナの捕獲、殺傷行為、保全区域外の生物の放流を行ったもの
 - ・許可を受けずに保全区域内で捕獲したヤマトイワナの譲渡、譲り受けを行った者
 - ・虚偽の許可申請により許可を受けた者
 - ・調査等において虚偽の報告等をした者

5

5